公益社団法人日本吹奏楽指導者協会
常務理事会運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「この法人」という。）の定款第３４条に基づき、この法人の常務理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　常務理事会の招集

（招集者）

第２条　常務理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長が常務理事会を招集する。

２　前項ただし書きに定められた理事以外の常務理事は、招集権者に対し、常務理事会の目的である事項を示して常務理事会の招集を請求することができる。

３　前項の規定による請求があった日から１０日以内に、その請求があった日から３週間以内の日を常務理事会の日とする常務理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした常務理事は、常務理事会を招集することができる。

（招集通知）

第３条　常務理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項（議題）を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、各常務理事に対して通知を発しなければならない。

２　前項の書面による通知の発出に代えて、常務理事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

３　前２項の規定に係わらず、常務理事会は、常務理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第３章　常務理事会の議事

（常務理事会の議長）

第４条　常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

２　前項に係わらず、会長が欠席したと又は会長が欠けたときは、代表理事である副会長がこれに当たる。

（定足数）

第５条　常務理事会は、会長、副会長及び常務理事の総数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第６条　常務理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

（常務理事等の報告又は説明）

第７条　議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、代表理事、常務理事及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対して、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、代表理事、常務理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

２　招集者以外の常務理事から招集の請求があった場合は、議長はその常務理事に議題の説明を求めなければならず、また必要があるときは代表理事、常務理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

（議事進行動議）

第８条　常務理事は、常務理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

２　前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

３　議長は、第１項の動議が、常務理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の乱用にあたるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなときは直ちに却下することができる。

（議長不信任動議）

第９条　議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

２　前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その常務理事会の議長を出席常務理事の中から選出する。

３　常務理事会の議長が、その常務理事会において出席常務理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

（採決）

第１０条　議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

２　議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

３　複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

４　議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

５　議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

（議事録）

第１１条　常務理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

（議事録の配布）

第１２条　議長は、常務理事、理事及び監事に対して、議事録の写しを配布して議事の経過及びその結果を報告するものとする。

第４章　常務理事会の権限

（決議事項）

第１３条　常務理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

（１）理事会に提出するための、この法人の業務運営の年間計画の策定

（２）理事会の審議事項の検討及び準備

（３）理事会の権限を制約しない範囲での通常の業務執行に関する事項

（４）その他理事会が必要と認める事項

第５章　事務局

（事務局

第１４条　常務理事会の事務局事務は、事務局長がこれを行う。

第６章　雑　則

（改　廃）

第１５条　本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

本規則は、平成２５年３月１２日から施行する。

別表

議事録記載事項

1　常務理事会が開催された日時及び場所
2　出席者の氏名
3　常務理事会が第２条ただし書きによる招集によるときは、その旨
4　常務理事会の議事の経過の要領及びその結果
5　決議を要する事項について特別の利害関係を有する常務理事があるときは、その常務理事の氏名
6　議事録作成者の氏名
7　会長、副会長及び作成担当者の押印